

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○建築基準法施行規則の一部を改正する省令 (国土交通八八)

〔告 示〕

- 広帯域電力線搬送通信設備の型式の指定を取り消した件 (総務六三三)
- 電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件 (総務・法務・経済産業一三、一四)
- 戸籍法第一百七十七条の二第一項の規定による指定に関する件 (法務五三三)
- 日本国に帰化を許可する件 (同五三四)

- 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令附則第三条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十年度から平成二十五年度までの間における財政安定化基金拠出率 (厚生労働三八四)
- 健康保険組合の事務所所在地を変更した件 (同三八五)

- 保安林の指定をする件 (農林水産一四〇六、一四〇八)
- 保安林の指定を解除する件 (同四〇九)
- 保安林の指定施設要件を変更する件 (同四一〇、一四一三)

- 雑貨工業品品質表示規程の一部を改正する件 (経済産業二八)
- 電気機械器具品質表示規程の一部を改正する件 (同二八)

- 高速自動車国道に関する件 (国土交通一四九五、一四九六)
- 水路測量の実施に関する件 (海上保安庁二八三)
- 海上における射撃訓練を実施する件 (防衛二一九、二二二)

- 道路に関する件 (関東地方整備局三五〇、三五二)
- 高速自動車国道に関する件 (同三三三)
- 自動車専用道路を指定する件 (近畿地方整備局一三八)

- 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更の届出があった件 (東北運輸局三三八)

- 国会事項
- 人事異動

- 法務省

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

労働

最低賃金の改正決定に関する公示
(千葉労働局最低賃金公示六、七、愛知同二、九、山口同五)

国家試験

平成十九年度検察官特別考試合格者
(検察官・公証人特別任用等審査会)

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、土地家屋調査士懲戒処分、社会保険労務士懲戒処分、農地の買収前の所有者等への売払通知に代える公告、建設業の許可の取消処分関係裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

省 令

○国土交通省令第八十八号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六條第一項の規定に基づき、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十九年十一月十四日
国土交通大臣 冬柴 鐵三

建築基準法施行規則の一部を改正する省令
建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項第一号ロ(3)中「書類」の下に「建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。」を加える。

第三条の二中「とする。ただし、当該変更により建築基準関係規定に係る変更(第九号に掲げる変更を除く。)が生じる場合においては、この限りでない。」を「であつて、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならぬものとする。」に改める。

第三条の三第一項中「第一条の三の下に「第一項中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と、同条」を加える。

別記第二号様式(注意)4. ⑤中「4. 建築基準法」を「建築法」に改め、「(型式適合認定・構造方法等の認定を除く。)」を「(記入していただく)」を「4. 又は別紙に記載して添えてください」に改める。

別記第十九号様式(注意)4. 中⑥を①とし、⑨の次に次のように加える。

⑩ 10種は、申請建築物について安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならぬことが確かめられた時の図書を添えていただくこと。別記第二十六号様式(注意)4. ⑩の次に次のように加える。

⑪ 11種は、申請建築物について安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならぬことが確かめられた旨の図書を添えていただくこと。

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

別表第二第十三号(二)中「田筒密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池」を「密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池」に改める。
別表第二第十五号(四)中「C八一〇五(照明器具通則)の九・六」を「C八一〇五―三(照明器具―第三部・性能要求事項通則)の七・五」に改める。
附則
この告示は、平成十九年十一月十四日から施行する。

国土交通省告示第千四百九十五号
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)第七條第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成十九年十一月十四日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月十四日
国土交通大臣 冬柴 鐵三
路線名 第二東海自動車道横浜名古屋線
道路の区域

伊勢原市石田一七六番から同市上粕屋一八一一番二まで
敷地の幅員 延 長
最大(メートル) 三三三
最小(メートル) 四〇 六、一三六

国土交通省告示第千四百九十六号
次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)第七條第二項の規定に基づき、公示する。
その関係図面は、平成十九年十一月十四日から三十日間関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月十四日
国土交通大臣 冬柴 鐵三
路線名 供 用 開 始 の 区 間
北関東自動車 笠間市楢原字前山八二〇番地六から同市平町字高土原七 平成十九年十一月十四日十三番地四まで
五時

海上保安庁告示第百八十三号
水路業務法(昭和二十五年法律第百二号)第八條の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。
平成十九年十一月十四日
海上保安庁長官 岩崎 貞二

水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所、独立行政法人海洋研究開発機構 神奈川県横須賀市夏島町二番地一五
水路測量を実施する区域及び期間
イ 区域 北緯一六度、北緯二〇度、東経一四一度、東経一五一度の各経緯度線で囲まれる海域及び付近(陸域を除く)
ロ 期間 平成十九年十一月二十六日から平成十九年十二月三日まで

水路測量の実施方法 GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による測深

航行船舶に対する安全処置
水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則(昭和二十五年運輸省令第五十五号)第六條に定める標識を掲揚
ロ 三管区水路通報第四十四号(平成十九年十一月十四日発行)
防衛省告示第百二十九号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成十九年十一月十四日
防衛大臣 石破 茂

日 時 平成十九年十一月二十八日から同月三十日まで(予備 同年十二月一日)の間
区域 五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域
(イ) 北緯三一度四七分二秒
(ロ) 北緯三二度二〇分二秒
(ハ) 東経二八度四五分二秒
(ニ) 東経二九度〇九分五二秒

実施艦 自衛艦八隻
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二 実施中は、実施艦に「B」旗(夜間は紅灯)を掲揚する。
三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

防衛省告示第百二十号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成十九年十一月十四日
防衛大臣 石破 茂

日 時 平成十九年十一月三十日(予備 同年十二月一日から同月九日まで)〇六〇〇から一八〇〇まで
区域 八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域
実施艦 自衛艦二隻
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二 実施中は、実施艦に「B」旗(夜間は紅灯)を掲揚する。
三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

防衛省告示第百二十一号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成十九年十一月十四日
防衛大臣 石破 茂

日 時 平成十九年十二月二日から同月四日まで(予備 同月五日から同月八日まで)の間、毎日〇六〇〇から二〇〇〇まで
区域 沖縄島東方の次の(イ)から(ニ)までの四地点を順次結んだ線及び(イ)の地点と(ニ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(イ) 北緯二六度二三分一四秒
東経一八度一九分五三秒
(ロ) 北緯二七度〇六分一四秒
東経二二度〇九分五二秒
(ハ) 北緯二七度〇六分一四秒
東経二七度〇六分一四秒
(ニ) 北緯二六度二三分一四秒
東経二二度〇九分五二秒

実施艦 自衛艦六隻
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二 実施中は、実施艦に「B」旗(夜間は紅灯)を掲揚する。
三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

実施艦 自衛艦六隻
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二 実施中は、実施艦に「B」旗(夜間は紅灯)を掲揚する。
三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

防衛省告示第百二十二号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成十九年十一月十四日
防衛大臣 石破 茂

日 時 平成十九年十二月二日から同月四日まで(予備 同月五日から同月八日まで)の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区域 沖縄島南東方の次の(イ)から(ニ)までの七地点を順次結んだ線及び(イ)の地点と(ニ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(イ) 北緯二五度四一分一五秒
東経二二八度五一分五三秒
(ロ) 北緯二五度四八分三七秒
東経二二九度〇二分一九秒
(ハ) 北緯二五度四四分一五秒
東経二二九度二五分五二秒
(ニ) 北緯二五度四四分一五秒
東経二二九度二五分五二秒

実施艦 自衛艦六隻
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二 実施中は、実施艦に「B」旗(夜間は紅灯)を掲揚する。
三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。